

## 悪質下水排出施設（滋賀県公害防止条例横だし施設）

(23 の 2)	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (ハ) 自動式印刷施設（自動式フィルム現像洗浄施設または自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設を除く。） (ニ) 混合施設
(66 の 4)	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下「総床面積」という。）が 160 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
(66 の 5)	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 120 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
(66 の 6)	飲食店（次項及び第 66 項の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 100 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
(66 の 7)	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 150 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
(66 の 8)	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、または客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
(68 の 2)	病院（医療法）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ）に設置される施設であって、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設
(69 の 3)	地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの (イ) 卸売場 (ハ) 仲卸売場
(70 の 2)	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 650 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
(75)	廃ガス洗浄施設
(76)	湿式集じん施設
(77)	脱脂施設
(78)	プラスチック製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 混合施設 (ロ) 成形施設
(80)	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 混合施設 (ロ) 混練施設 (ハ) 反応施設
(81)	学校教育法に基づく高等学校（農業課程または工業課程を有するものに限る。）大学、病院（病床数が 50 床以上のものに限る。）及び試験研究機関の実験、検査の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 理化学実験検査施設 (ロ) 生化学および微生物実験検査施設
(82)	旅館業法に基づく下宿（定員が 100 人以上のものに限る。）の用に供する調理施設